

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により
通告します。

2021 年 2 月 16 日
東村山市議会議長 あて

議席番号 24 番
質 問 者 渡 辺 み の る

記

1. 市内事業者を守るために

(1) コロナ禍における事業者実態調査について

- ①調査対象事業者の概要と対象者数(全事業者数とそのうち対象事業者の割合)、調査の周知方法、回答数、回答率を伺う。
- ②調査の集計結果を伺う。特に経営状況や支援制度の利用状況、倒産・廃業の状況については詳しく伺う。
- ③調査結果を受けて具体的に市としてどのような支援が必要と考えているのか。

(2) コロナ禍における各支援制度について

- ①以下それぞれの事業者の利用状況と申請から決定(もしくは給付)までの期間(平均・最短・最長)を伺う。(一問一答にて)
 - ア. 企業・農業者応援金
 - イ. 事業継続補助事業
 - エ. 労働・経営相談
 - オ. 固定資産税・都市計画税の減免
 - カ. 国保税や介護・後期高齢者保険料の減免
 - キ. その他、国・都の支援制度
- ②上記①の各支援制度の周知はどのように行ったのか。
- ③上記①の各支援制度について、利用状況などを見ての総括を伺う。

(3) 実態調査と各支援制度の総括を踏まえて、今後の市の支援施策や商工施策をどのように展開していくのか。また、市内事業者を守るために国や東京都に対してどのような要望をあげていくのか。

2. 利用しやすい生活保護のために

(1) 生活保護の申請や利用実態について

- ①生活保護の申請件数及び利用世帯数、人数を伺う。また、昨年同時期との比較も伺う。
- ②生活保護を申請する際、扶養確認調査はどの範囲まで行っているのか、法的根拠も含めて伺う。また、実際に調査を行った件数と扶養に至った件数を伺う。
- ③申請の際、就労の意思確認は申請者の年齢や身体の状態にかかわらず実施しているのか。

(2) 生活保護のしおりについて

- ①来年度に向けて「しおり」の見直しを行うのか。行うのであれば内容も伺う。
また、厚生労働省はコロナ禍をうけて「生活保護は権利」「ためらわずに申請を」と呼びかけた。当市の「しおり」やHPでも同様の記載が必要と考えるが、見解を伺う。
- ②「憲法 25 条に基づく制度」であることを掲載しない理由を改めて伺う。

(3) 以上について総括的に伺う。

以上